

令和元年 1 1 月臨時会

令和元年度予算案関係資料

茨 城 県

# 目 次

令和元年11月臨時会提出議案等一覧	-----	( 1 )
令和元年度11月補正予算案の概要		
1 基本的な考え方	-----	( 2 )
2 補正予算の規模	-----	( 2 )
3 主な事業	-----	( 3 )
4 一般会計補正予算款別内訳(歳入)	-----	( 9 )
5 一般会計補正予算款別内訳(歳出)	-----	( 10 )
債務負担行為一覧	-----	( 11 )
報告事項	-----	( 12 )

---

予 算	1 件	( 一般会計 1 件 )
-----	-----	--------------

報 告	1 件	( 専 決 1 件 )
-----	-----	-------------

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

## 令和元年 1 1 月臨時会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和元年度茨城県一般会計補正予算(第3号)

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

## 令和元年度 11月補正予算案の概要

### 1 基本的な考え方

- ・令和元年台風第15号及び第19号により、本県においては数多くの人的被害や住家被害等が生じており、県民生活や産業活動に極めて甚大な影響を及ぼしている。
- ・このため、今回の補正予算においては、県として早急に取り組まなければならない生活再建に向けた住宅修繕などの支援  
被災された農業者や中小企業者の事業再開等に向けた支援  
道路や河川、農地の災害復旧など、  
緊急性が高い事業を計上することとした。
- ・今回の補正予算の財源としては、災害復旧のための国庫支出金や県債等を充当し、所要の一般財源については、繰越金及び一般財源基金を活用した。

### 2 補正予算の規模

・ 一般会計	354億59百万円	(補正後)	1兆1,912億55百万円)
・ 特別会計	-百万円	(補正後)	5,952億18百万円)
・ 企業会計	-百万円	(補正後)	1,116億68百万円)
合計	354億59百万円	(補正後)	1兆8,981億41百万円)

補正後の一般会計予算の前年度11月末時点予算に対する伸び率 +5.9%

予算の比較(一般会計)

(百万円、%)

区分	H30	R元	前年度比
当初予算	1,111,688	1,135,714	102.2
6月補正後	1,111,688	1,135,768	102.2
9月補正後	1,124,970	1,155,796	102.7
11月補正	-	35,459	皆増
補正後計	1,124,970	1,191,255	105.9

### 3 主な事業（全て一般会計）

（単位：百万円）

事業	R元年度 11月補正	R元年度 9月補正後
1 被災者支援		
生活再建に向けた支援		
台風15号・19号に係る被災者支援等事業 （災害救助費・災害援護資金貸付事業・被災者生活再建支援補助事業）	2,367	157
被災住宅復旧緊急支援事業	205	-
農業者への支援		
被災農業者向け経営体育成支援事業	3,099	-
被災農家営農再開緊急対策事業	58	-
中小企業者への支援		
中小企業融資資金貸付金	3,000	50,522
中小企業信用保証料助成	59	330
緊急対策融資利子補給	3	16
被災中小企業復興支援事業	10,917	-
その他		
台風被害観光支援事業	100	-
観光プロモーション事業	20	-
社会福祉施設等災害復旧事業	224	-
2 災害復旧事業等		
国補公共事業	12,227	112,472
県単公共事業	2,319	25,143
その他県有施設の災害復旧事業	460	-



## 台風15号・19号に係る被災者支援等事業



【R1.11月補正予算額 2,367百万円】

防災・危機管理部 防災・危機管理課  
総務・危機管理G (029-301-2879)

台風15号及び19号に係る災害の発生に伴う被害に対し、仮設住宅の設置や被災住宅の修理等、被災者の生活再建に向けた支援を行います。

### ○災害救助費（1,991百万円）

台風19号により「災害救助法」が適用された30市町が行う応急的に必要な救助業務  
（住宅応急修理）1,043百万円  
＜限度額＞大規模半壊、半壊 595千円/世帯  
一部損壊（準半壊）300千円/世帯  
（応急仮設住宅）602百万円  
（避難所設置等）346百万円

### ○災害援護資金貸付事業（216百万円）

台風19号による被災者への資金の貸付け

- ・実施主体：県内全市町村
- ・対象者：負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯主
- ・貸付限度額：350万円
- ・申請期限：令和2年1月31日

### ○被災者生活再建支援補助事業（160百万円）

「被災者生活再建支援法」の支援対象とならない住宅半壊世帯に対する支援金の支給

・支給額等：25万円/世帯（県1/2・市町村1/2）

＜支援イメージ＞

被災者生活再建支援法による支援				県独自支援
基礎支援金	全壊	解体 (大規模半壊・半壊)	大規模半壊	半壊
	100万円	100万円	50万円	25万円
加算支援金	建設購入	補修	賃貸 (公営住宅除く)	
	200万円	100万円	50万円	

※県内全市町村に「被災者生活再建支援法」が適用され、全壊・大規模半壊世帯は、（公財）都道府県センターが支援

※台風15号により被災された方々につきましては、別途、国の交付金制度と連携した住宅の復旧支援があります。



## 被災住宅復旧緊急支援事業



【R1.11月補正予算額 205百万円】

土木部都市局住宅課民間住宅・住宅指導G (029-301-4759)

台風15号により被災された方々の生活の安定を図るため、被災された住宅の復旧に対し、国の交付金による制度と協調して支援を行います。

- ・補助先：市町村
- ・補助対象：半壊及び一部損壊の住宅の復旧工事費  
（屋根改修や構造部材の補修など、日常生活に最低限必要な工事）
- ・補助率：復旧工事費の1/5  
（上限50万円/戸）
- ・負担割合：県8/10，市町村2/10  
（国交付金対象は国5/10，県3/10，市町村2/10）

《被災者生活再建支援制度との関係》

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
被災者生活再建支援法	(建設・購入) 最大300万円	(補修) 最大150万円		
(県独自) 被災者生活再建支援補助制度			25万円	
本制度			最大50万円	
合計	最大300万円	最大150万円	最大75万円	最大50万円



## 被災農業者向け経営体育成支援事業／被災農家営農再開緊急対策事業



【R1.11月補正予算額 3,157百万円】

農林水産部農業経営課団体・金融G (029-301-3862)  
農林水産部産地振興課農産振興G (029-301-3921)

台風15号及び19号により被災した農業用施設・機械の復旧や収穫後倉庫に保管していた米の浸水被害について、農業者の経営の維持と速やかな営農再開を支援します。

### 1 被災農業者向け経営体育成支援事業 (3,099百万円)

- ・事業内容：国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」を活用し、被災農業者に補助を実施
- ・事業主体：市町村
- ・補助対象：①パイプハウス等の農業用施設の再建・修繕に係る費用  
②トラクター等の農業用機械・畜舎等の取得・再建・修繕に係る費用  
③パイプハウス等の農業用施設の撤去に係る経費
- ・補助率：①, ②再建・修繕等：4/10以内 (国3/10, 県0.5/10, 市町村0.5/10)  
③撤去：6/10以内 (国3/10, 県1.5/10, 市町村1.5/10)  
※②は、台風19号のみ9/10以内 (国5/10, 県2/10, 市町村2/10)

### 2 被災農家営農再開緊急対策事業 (58百万円)

- ・事業内容：保管中の米が水没した農家の営農再開を支援
- ・事業主体：市町村
- ・補助対象：営農再開に係る経費（土づくり, 肥料, 農薬等）
- ・補助率：国1/2, 県1/4, 市町村1/4 (上限7万円/10a)



## 中小企業融資資金貸付金／中小企業信用保証料助成／緊急対策融資利子補給



【R1.11月補正予算額 3,062百万円】

産業戦略部産業政策課金融G (029-301-3530)

被災した中小企業の負担軽減のため、災害対策融資の特例措置を適用するとともに、信用保証料補助や利子補給を実施します。

災害対策融資（台風15号・19号災害特例）  
3,000百万円

新規融資枠：9,000百万円

融資対象者：ア 直接被害（台風15号・19号）  
市町村長の罹災証明等を受けた者  
イ 間接被害（台風19号）  
災害救助法適用地域で事業を営み、被災後、売上高等の減少（20%以上）について市町村長の認定を受けた者

融資限度額：設備・運転・併用8,000万円

融資期間：設備13年以内（据置3年以内）

運転・併用10年以内（据置2年以内）

融資利率：年1.2～1.6% ※1,000万円以内3年間0.6%

※なお、右記の信用保証料補助及び利子補給を活用可

信用保証料補助 59百万円

ア 直接被害（県1/2:市町村1/2）  
年0.25～1.7%→0%

イ 間接被害（県1/2:市町村1/2）  
年0.7%→0.35%

利子補給（3年間） 3百万円

融資額1,000万円以内

10/10補給（県1/2:市町村1/2）

融資額1,000万円超

ア 直接被害  
10/10補給（県2/3:市町村1/3）

イ 間接被害  
1/2補給（県2/3:市町村1/3）



## 被災中小企業復興支援事業

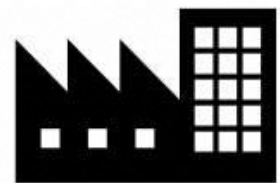


【R1.11月補正予算額 10,917百万円】

産業戦略部技術革新課技術革新支援G (029-301-3579)

台風15号及び19号に伴う風水害により、被害を受けた中小企業に対して、国の制度を活用し、事業の再開・継続に必要な経費の一部を補助します。

- ・補助先：風水害により事業の用に供する施設・機械設備等に被害を受けた県内の中小企業で、市町村長から罹災証明等の交付を受けた者
- ・補助対象：被災額の範囲内で、事業の再開・継続に必要な施設・機械設備等の整備に必要な経費
- ・補助率：3/4（国1/2，県1/4）



※今後、国の補助制度における予算規模・各都道府県への配分や、制度設計の詳細等を踏まえ、当該補助金を活用し迅速かつきめ細やかに対応



## 台風被害観光支援事業／観光プロモーション事業



【R1.11月補正予算額 120百万円】

営業戦略部観光物産課宣伝誘客G (029-301-3622)  
営業戦略部プロモーション戦略チーム  
プロモーションG (029-301-2123)

台風15号及び19号により、大きな被害を受けた被災地のイメージを払拭し、誘客を図るため、旅行業者等への支援や首都圏などへの観光プロモーションを実施します。

### 1 台風被害観光支援事業（100百万円）

被災地イメージの払拭に取り組む旅行業者や交通事業者等に補助を実施

- ・補助先：①被災地域に一泊以上する旅行者に対し宿泊料を割り引いた旅行業者等  
②観光のために代替交通手段を用意し、正規運賃より割り引きを行った交通事業者等
- ・補助基準額：①最大5千円（1泊当たり）  
②正規運賃との差額



画像はイメージ画像

### 2 観光プロモーション事業（20百万円）

インターネット広告等を活用したPR

- ・主要ポータルサイト等（Yahoo!等）に、本県の広告を掲出
- ・被害が大きかった地域を中心とした観光地や特産物のPR動画を作成・配信





## 社会福祉施設等災害復旧事業



【R1.11月補正予算額 224百万円】

保健福祉部障害福祉課自立支援G (029-301-3363)  
 同 長寿福祉推進課介護保険指導・監査G (029-301-3343)  
 同 子ども政策局少子化対策課企画・結婚支援G (029-301-3261)  
 同 子ども政策局子ども未来課保育G (029-301-3252)

被災した社会福祉施設等に対し、災害復旧事業に要する費用の一部を助成することにより、災害からの速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保します。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者福祉施設等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所数：33箇所</li> <li>・補助率：①介護老人保健施設等<br/>(国1/2, 県1/4, 設置者1/4)</li> <li>          ②老人福祉センター<br/>(国1/3, 県1/3, 設置者1/3)</li> <li>・補助金額：184百万円</li> </ul> </li> <li>○ 児童福祉施設等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所数：34箇所</li> <li>・補助率：国1/2, 県1/4, 設置者1/4</li> <li>・補助金額：23百万円</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉施設等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所数：4箇所</li> <li>・補助率：国1/2, 県1/4, 設置者1/4</li> <li>・補助金額：10百万円</li> </ul> </li> <li>○ 児童厚生施設等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇所数：7箇所</li> <li>・補助率：国1/3, 県1/3, 設置者1/3</li> <li>・補助金額：7百万円</li> </ul> </li> </ul> |
|---|---|



## 災害復旧事業等



土木部監理課予算G (029-301-4329), 農林水産部農業政策課総務G (029-301-3817)

1	公共事業	14,546百万円
	(1) 国補公共事業	12,227百万円
	○災害復旧事業	11,120百万円
	道路の路面復旧や河川の堤防・護岸の復旧, 港湾の防波堤復旧, 漁港の浚渫, 農地の堆積土砂撤去, 土地改良施設の復旧 など	
	・事業箇所：道路24箇所, 河川154箇所, 土地改良1,734箇所等	
	○災害関連河川改修事業	520百万円
	災害復旧事業と併せて実施する防災機能の強化・向上のための改良	
	・事業箇所：里川	
	○災害関連緊急治山事業	237百万円
	山腹崩壊・溪流浸食等の土砂災害発生箇所の治山ダム工事等	
	・事業箇所：北茨城市関本町ほか2箇所	
	○災害関連漂着流木等処理対策事業	350百万円
	海岸に漂着した流木・ごみ等の撤去・処理	
	・事業箇所：鉾田海岸, 鹿嶋海岸ほか3箇所	
	(2) 県単公共事業	
	○災害復旧事業	2,319百万円
	道路・河川の応急復旧や小規模な復旧工事	
	・事業箇所：国道123号, 山方常陸大宮線, 緒川ほか253箇所	



総務部管財課施設管理G (029-301-2387), 教育庁総務企画部財務課施設G (029-301-5173),  
警察本部 (029-301-0110) 会計課 (内線2211)

2	被災した県有施設の復旧	460百万円
	○合同庁舎災害復旧事業	34百万円
	・対象施設：太子合同庁舎（台風19号）	
	○県立学校施設災害復旧事業	157百万円
	・対象施設：鬼怒商業高校（台風19号）	
	○県立学校校地等災害復旧事業	75百万円
	・対象施設：水海道第二高校, 太子清流高校のグラウンド等（台風19号）	
	○警察施設災害復旧事業	17百万円
	・対象施設：筑西警察署庁舎, 神之池交番（台風15号） 鉄道警察隊庁舎, 職員住宅（台風19号）	



浸水直後の  
太子合同庁舎ロビー



浸水した鬼怒商業高校  
普通教室棟

#### 4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	386,452	-	386,452
地方消費税清算金	113,000	-	113,000
地方譲与税	51,824	-	51,824
地方特例交付金	3,891	-	3,891
地方交付税	186,405	-	186,405
交通安全対策特別交付金	789	-	789
分担金及び負担金	9,013	4	9,017
使用料及び手数料	17,828	-	17,828
国庫支出金	140,539	19,571	160,110
財産収入	1,959	-	1,959
寄附金	138	-	138
繰入金	26,125	5,288	31,413
繰越金	6,060	870	6,930
諸収入	85,479	3,000	88,479
県債	126,294	6,726	133,020
計	1,155,796	35,459	1,191,255

## 5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,692	-	1,692
総務費	38,396	178	38,574
企画開発費	11,286	-	11,286
生活環境費	11,160	2,418	13,578
保健福祉費	212,277	12	212,289
労働費	2,799	-	2,799
農林水産業費	45,148	3,445	48,593
商工費	82,151	14,079	96,230
土木費	131,591	1,075	132,666
警察費	62,155	176	62,331
教育費	274,874	3	274,877
災害復旧費	816	14,073	14,889
公債費	147,515	-	147,515
諸支出金	133,636	-	133,636
予備費	300	-	300
計	1,155,796	35,459	1,191,255

## 債務負担行為一覧

[ 一般会計 ]  
 ( 新規分 )

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
災 害 対 策 融 資 損 失 補 償	災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和元年度 至 令和19年度	126,000千円
災 害 対 策 融 資 利 子 補 給	市町村が災害対策融資を利用する中小企業者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和2年度 至 令和5年度	143,264千円

## 報告事項

### 1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>（林政課） <b>和解について</b> （令和元年11月5日専決処分）</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1)事故発生日時 令和元年6月18日（火）午前10時17分頃 (2)事故発生場所 鹿嶋市大字大船津522番地2地先県道上 （県道須賀北埠頭線） (3)事故概要 小型貨物自動車で出張途中、県道上で相手車両の進路を妨げたため、相手車両が工作物に衝突した事故（林業技術センター所属） (4)損害賠償額 731,522円 （全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払）</p>